

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成31年度
計画主体	滝川市

## 滝川市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名

滝川市産業振興部農政課

所在地

滝川市大町1丁目2番15号

電話番号

0125-28-8034(農村振興係直通)

FAX番号

0125-23-5839

メールアドレス

nousin@city.takikawa.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、アライグマ、カラス
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	北海道滝川市(全域)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成29年度野生鳥獣被害調査結果による)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	被害額 10 千円
		被害面積 0.01 ha
	秋小麦	被害額 600 千円
		被害面積 2.5 ha
そば	被害額 320 千円	
	被害面積 2.0 ha	
計	被害額 930 千円	
	被害面積 4.51 ha	
キツネ	スイートコーン	被害額 40 千円
		被害面積 0.15 ha
計	被害額 40 千円	
	被害面積 0.15 ha	
アライグマ	スイートコーン	被害額 6 千円
		被害面積 0.1 ha
	すいか	被害額 20 千円
計	被害額 26 千円	
	被害面積 0.17 ha	
合計		被害額 996 千円
		被害面積 4.83 ha

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカは、特に江部乙東地区内及び東滝川地区にある山林から融雪後、また、雪の降り始めに農地に降りてきて水稻及びそばの採食・麦の若葉の採食による食害と踏み倒しによる被害がある。</li> <li>・被害が集中するのは山林に近い江部乙東地区、東滝川地区近隣の農地であるが、さらにその農地の周囲に被害が波及している。</li> <li>・平成27年度年間捕獲数は86頭、平成28年度は93頭、平成29年度は92頭と増加傾向であり、生息数が増加しているものと推測される。</li> <li>・市街地にも出没し、JR列車との衝突事故も過去に起きている。</li> </ul>
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に生息しており、平成27年度捕獲数は159頭、平成28年度は133頭、平成29年度は126頭と減少しており、生息数が減少しているものと推測される。</li> <li>・被害は市内全域に散発的に見られ、収穫前のスイートコーンの食害がある。</li> </ul>
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度捕獲数は113頭、平成28年度は137頭、平成29年度は219頭と増加しており、生息数が増加しているものと推測される。</li> <li>・被害は市内東側地域に見られ、収穫前のスイートコーンやすいかの食害がある。</li> </ul>

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害額	930 千円	837 千円	10% 減
	被害面積	4.51 ha	4.06 ha	10% 減
キツネ	被害額	40 千円	36 千円	10% 減
	被害面積	0.15 ha	0.13 ha	10% 減
アライグマ	被害額	26 千円	23 千円	10% 減
	被害面積	0.17 ha	0.15 ha	10% 減
計	被害額	996 千円	896 千円	
	被害面積	4.83 ha	4.34 ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～翌年3月の間、猟友会へ依頼し、銃器による駆除を実施。</li> <li>・捕獲活動に対して、報償費(定額)を交付。(猟友会滝川支部へ有害鳥獣駆除報償費610,000円/年)</li> </ul> <p>[キツネ・カラス]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～翌年3月の間、猟友会へ依頼し、銃器による駆除を実施。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマ捕獲箱罟設置の講習会を開催し、受講した農家に、箱わなを貸し出し、捕獲・駆除を実施。</li> </ul>	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会会員の高齢化により、捕獲担い手が不足している。</li> </ul> <p>[キツネ・カラス]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域で出没した場合、銃器が使える場所が少ないので対応に苦慮している。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の不足、殺処分等の運営上の課題。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹園地等の食害を防止するため、平成24年度から市単独事業により、電牧柵の設置に必要な経費の助成を実施。</li> <li>・平成24年度～平成29年度 7か所設置。</li> </ul>	

(5) 今後の取組方針

<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟期間外の有害鳥獣駆除期間における駆除の実施回数を増やし、捕獲頭数の増加に努める。</li> <li>・猟銃による駆除が困難な場所ではくくりわなを設置するなど、多角的な駆除を推進する。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者講習会の開催により捕獲従事者を増やし、被害農家が所有地にわなを設置して、捕獲・駆除する。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止対策協議会を設置し、地元猟友会、関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所や捕獲状況、生息状況の情報をもとに、被害防止対策を検討する。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>エゾシカ・キツネ・カラス(銃器・わなでの捕獲)          [北海道猟友会滝川支部へ捕獲依頼]          ・北海道猟友会滝川支部に、年間の捕獲駆除について依頼する。          (4月～翌年3月)          ・駆除活動に対して、報償費の交付 610,000円/年</p> <p>アライグマ          ・箱わなを被害農家の敷地に設置し、捕獲する(殺処分の後、中空知衛生施設組合で焼却処理)。</p> <p>[その他]          ・捕獲後、殺処分を実施し中空知施設衛生組合で焼却処理。</p>
---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
31年度	エゾシカ アライグマ	[エゾシカ] ・ハンタークラブとの連携によるくくりわなの設置  [アライグマ] ・捕獲用箱わなの購入 ・箱わな捕獲技術講習会の開催
32年度	エゾシカ アライグマ	・ハンタークラブとの連携によるくくりわなの設置 ・捕獲用箱わなの購入 ・箱わな捕獲技術講習会の開催
33年度	エゾシカ アライグマ	・ハンタークラブとの連携によるくくりわなの設置 ・捕獲用箱わなの購入 ・箱わな捕獲技術講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町からの流入が推測されることや越冬地と思われる場所が近隣にあるため、捕獲頭数が増加しており、猟銃駆除による捕獲頭数も平成27年度86頭、平成28年度93頭、平成29年度92頭と増加傾向であることから、目標を過去3カ年の捕獲数の平均から90頭とし、これにくくりわなによる捕獲頭数5頭を加えて、計95頭とする。</li> <li>・果樹園等で新たにくりわなを設置し、捕獲頭数の増加を図る。</li> </ul> <p>[キツネ・カラス]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3カ年の捕獲数の平均が、キツネは139頭、カラスは340羽。</li> <li>・被害が増加しないように、過去3カ年並の捕獲数を目標として設定する。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3カ年の捕獲数の平均は156頭。</li> <li>・被害が増加しないように、過去3カ年並の捕獲数を目標として設定する。</li> </ul>

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	31 年 度	32 年 度	33 年 度
エゾシカ	95頭	95頭	95頭
キツネ	139頭	139頭	139頭
アライグマ	156頭	156頭	156頭
カラス	340羽	340羽	340羽

捕獲等の取組内容
<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟銃による駆除を実施(4月～翌年3月): 目標90頭</li> <li>・わな免許取得者(ハンタークラブ等)によるくりわなでの捕獲(4月～翌年3月) 市内江部乙東地域: 目標5頭</li> </ul> <p>[キツネ、カラス]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟銃による駆除(4月～翌年3月): 目標139頭(カラス340羽)</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者を捕獲従事者として箱わなを貸し出し、各所有地内に設置し捕獲: 目標156頭</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>被害を防ぐ事前策として、わなの設置、電気柵などが有効であるが、支えとなる立木の確保など、設置場所の条件が満たされなければならない。農地での被害が生じている場合には、確実に駆除することが重要であり、警戒心の強いエゾシカなどの駆除の場合は射程が長く、威力の高いライフル銃による個体調整の必要性がある。</p> <p>これらの理由から、本市における猟友会による取組内容として、ライフル銃を用いた駆除が不可欠となる。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象区域	対 象 鳥 獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	・果樹農家等における電気柵設置	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

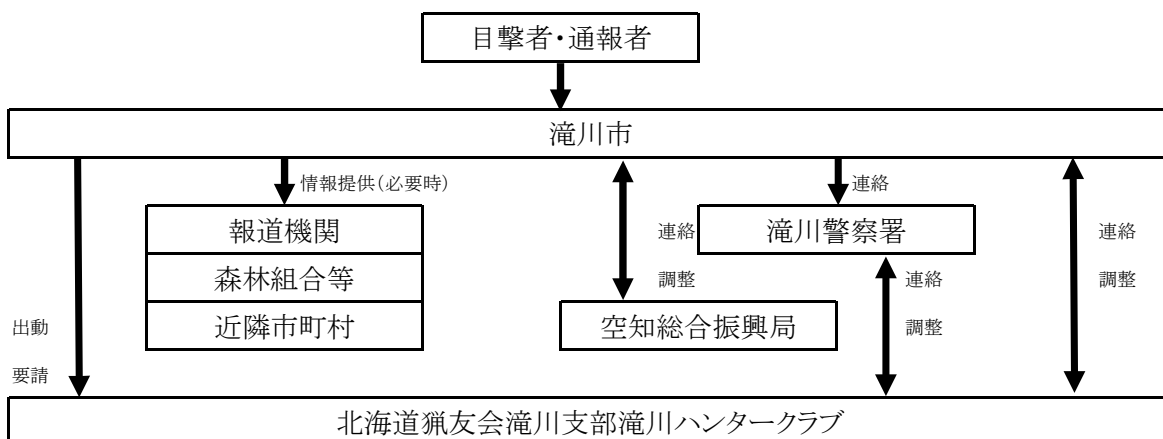
年度	対象鳥獣	取組内容
31年度		
32年度		
33年度		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
空知総合振興局	関係機関との連絡調整
滝川警察署	住民の避難誘導、立ち入り規制、住民の啓発、情報提供
滝川市	情報収集及び関係機関との連絡調整、住民への啓発・周知
滝川ハンタークラブ	関係機関と連携し有害鳥獣の駆除・捕獲等の実施 現地の状況調査

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した個体又は残滓は、原則、産業廃棄物処分場に搬入し焼却処理する。ただし、持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。  
 ・捕獲者がエゾシカ肉を食肉用として利用する場合は、北海道の「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づき、適切に処理するものとする。  
 ・アライグマについては、殺処分の経費の軽減を図り、殺処分後については、中空知衛生施設組合に搬入し焼却処理する。  
 ・廃棄物処分場で要した残滓処理費について、実績に応じて助成(予算額154,500円/年)。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有効利用の予定なし

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	滝川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
たしかわ農業協同組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北海道中央農業共済組合中空知支所	・被害状況の収集及び出没などの情報提供
空知農業改良普及センター中空知支所	・被害防止対策への指導、助言
北海道猟友会滝川支部	・捕獲活動など被害防止を実施 ・有害鳥獣駆除体制の駆除班を編成
滝川市農業委員会	・各地域での農業被害状況の把握・情報提供
農業者代表	・各地域での農業被害状況の把握・情報提供
空知土地改良区	・改良区幹線用水路の対応
滝川市	・総括的な協議会の運営 ・連絡調整等



(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項